

「EEZ と安全保障」

キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 美根慶樹

国連海洋法条約が、EEZにおいて沿岸国が天然資源に対して排他的な権利を持つことを認めた。これにより領海と公海の間に EEZ が入り、海洋が三元論となって新しい秩序により管理されることとなった。この制定に伴い、EEZ 内における軍事活動と科学的調査という付随的な問題が発生することとなった。

まずは問題の共有のために、中国との紛争を整理する。尖閣諸島において、領海の無害通行のルールに違反した。また科学的調査に関しても事前通報等のルールに違反している。艦船の異常接近も起きている。これら3つの中国との問題に対して、どのように理解すべきか、対処すべきかを議論する。

軍事活動については、自由であると解釈されているが、領海に近いこともあり「妥当な考慮」を行うということになっている。また海洋法では、公海の平和的利用の原則と自衛権の行使を明確にしている。軍事活動では異常接近、武力衝突、軍事演習、軍事施設等が挙げられる。例えば軍事施設に関して沿岸国が排他的な権利を有するかは解釈が分かれ、一部途上国では解釈宣言を行っている。各国の国内法で海洋法に合致しない法整備が行われているケースもある。このように新秩序の持つ曖昧さが紛争の原因になっていることもある。

天然資源に関する調査について沿岸国は排他的権利を有するが、それ以外の科学的調査については各国の活動を認めている。この科学的調査は明確に定義されていない。領海は明示的に同意が必要であるが、EEZ では沿岸国の同意が必要だが、通常の状態においては同意を与える、ということになっている。EEZ に関する海洋法は、こうした解釈の曖昧さがあるために、問題となっているケースも多い。軍事的な測量についても、米軍のバウデイチ号の測量に対して見解が一致せず紛糾した。

天然資源に対する主権的な権利と公海の自由の境界線の曖昧さが解釈の違いを生んでいる。また科学的調査の定義が曖昧であり、資源探査、軍事的調査との相違を明確にしなくてはならない。沿岸国に対する「妥当な考慮」という表現も抽象的で、さらに効果的な規律が必要である。

明らかにルールを守っていない問題については、海洋法に則り解決を図るべきである。同時に海洋法の外でも、米ソで事故防止に一定の効果を発揮した INCSEA 協定のような行動規範協定を締結する必要があると考える。現状の米中の軍事協議協定では、事故が起きた場合に協議するというだけになっており、これでは問題の再発は不可避である。これを INCSEA タイプへ格上げすることが良いと考えられる。

南シナ海の問題のように、島嶼を各国が領有する状態において中国が領海法を元に資源探査や開発を行い、軍艦の行動も辞さないような状態にある場合は、海洋法の枠組みの中での解決は困難である。こういう海域では ASEAN と中国のマルチな対応が必要である。そしてそこでのアメリカの関与を確保することが重要である。